

なごや子ども・子育てわくわくプラン

～子どもに関する総合計画(名古屋市次世代育成行動計画・後期計画)～



名古屋市

子どもや子育て家庭に日本一やさしい街にしよまい!

このたび、名古屋の子どもと子育て家庭の幸せを実現するために「なごや 子ども・子育てわくわくプラン」～子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）～をつくりました。

子どもは社会の宝です。子どもが幸せな社会は、みんなが幸せな社会です。子どもが幸せに暮らすためには、大人が大人としての役割をきちんと果たさなければなりません。名古屋市は市民のみなさんと一緒になって、この計画に基づき、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

また、子どもが健やかに育つためには、保護者が安心して子育てができ、子育てを楽しむことができる環境を整える必要もあります。子育て家庭の支援にも引き続き力を入れ、「子どもを生き育てるなら名古屋で」といわれるよう全力を尽くしてまいります。

この計画策定にあたり、たくさんの方々にお力添えをいただきました。感謝申し上げます。これからも、「子ども・子育て家庭に日本一やさしい街ナゴヤ」をつくっていくために、地域をはじめとしたみなさんのお力をお借りしながら進めてまいりたいと思います。

平成22年3月



名古屋市長 河村 たかし



第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 * 1
- 2 「子どもに関する総合計画」の位置づけ * 3
- 3 子ども・若者と子育て家庭を取巻く現状 * 4
- 4 これまでの取組みの評価 * 11
- 5 現状及び評価から見える課題 * 12

第2章 計画の内容

- 1 対象 * 13
- 2 期間 * 13
- 3 基本理念 * 13
- 4 基本理念を実現するための大人の役割 * 14
- 5 施策 * 16
- 6 施策を進めるにあたっての留意点 * 19
- 7 計画の推進 * 20
- 8 重点的な事業 * 21
 - 施策1 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障 * 21
 - 施策2 子どもの育ちの支援 * 24
 - 施策3 子育て家庭の支援 * 40
 - 施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） * 49

資料編

- 1 策定の経過 * 61
- 2 「子どもに関する総合計画」の策定体制 * 62
- 3 なごや子ども・子育て支援協議会 * 63
- 4 名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 * 69
- 5 意見聴取や子どもの意見表明など * 70
- 参考 なごや子ども条例 * 72

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

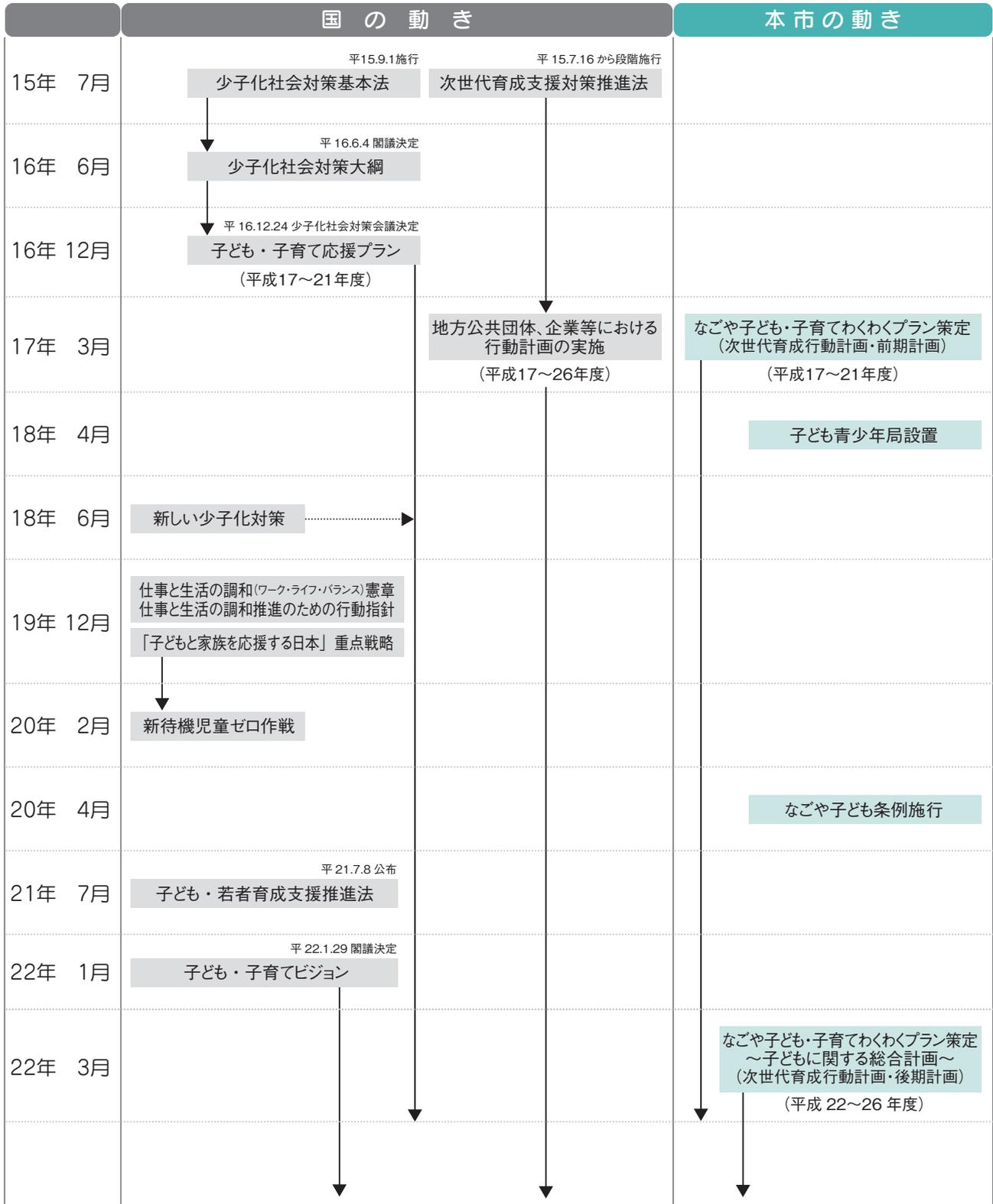
- 少子化の急速な進行は、子どもの健やかな育ちや自立の困難化、若年労働者の減少による社会活力の低下、現役世代の社会保障費負担の増加、地域社会の変容など社会経済全般にわたり我が国に大きな影響を与えているといわれています。
- 少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援対策を10年間で迅速かつ重点的に推進することとされました。
- 平成18年将来推計人口において、少子高齢化について一層厳しい見通しにあると示されたことから、平成19年12月「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立・家庭における子育てを包括的に支援する仕組みの構築」を車の両輪として進めていく必要性が示されました。
- 平成21年7月には子ども・若者をめぐる環境の悪化や問題の深刻化を受けて、子ども・若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるようにすることを目的に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。(平成22年4月1日施行予定)
- 平成22年1月には、少子化の流れを変えるために平成16年6月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」に替わり、社会全体で子ども・子育て家庭を支援するための新たな大綱として「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

(2) 本市の動き

- 本市では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画）」（以下「前期計画」といいます。）を策定し、それまで進めてきた子育て支援策をより広い視点から見たもう一段の対策として、次世代育成支援策を強力に進めていくことにしました。
- 平成18年4月には、次世代育成支援策に総合的かつ機動的に取り組むことを目的として「子ども青少年局」を設置し、子どもや子育て家庭の支援、次代の親となる青少年の自立支援など、生まれる前から青年期にいたるまでの施策や事業を推進してきました。また、平成20年4月には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指す「なごや子ども条例（以下「条例」といいます。）」を施行しました。条例の中で、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「子どもに関する総合的な計画（以下「子どもに関する総合計画」といいます。）」を策定することとしました。（なお、条例を施行した時点では前期計画を「子どもに関する総合計画」とみなしました。）
- 本計画は、平成21年度に前期計画の計画期間が終了することから、前期計画を引き継ぎ、条例の趣旨や前期計画の取組みを踏まえ、新たに策定するものです。

* * * * *

図1

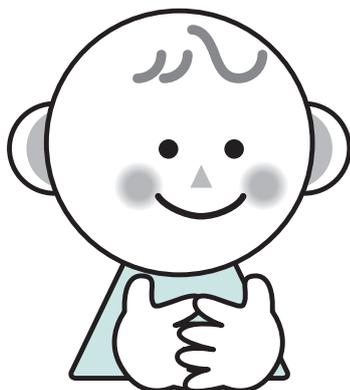


2 「子どもに関する総合計画」の位置づけ

「子どもに関する総合計画」は、国の動き（法律など）、市の行政計画などと関連しています。

- 子どもや子育て家庭を取巻く課題を解決するための施策を総合的、計画的に推進するため、条例第20条の規定による計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定による「市町村行動計画・後期計画」として策定するものです。
- 児童福祉法に基づく「保育所の待機児童解消のための計画（保育計画）」と一体のものとして策定するものです。
- 市政全般に係る「総合計画」の個別計画として整合性を図ります。
- 「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえます。
- ひとり親家庭の自立に関する施策については、本計画のほか「ひとり親家庭等自立支援計画」により実施、推進します。
- 主に義務教育段階の子どもの育成に関する施策については、本計画のほか「なごやっ子教育推進計画」により実施、推進します。
- 母子保健に関する施策については、本計画のほか「健康なごやプラン21」により実施、推進します。

* * * * *



なごっ子

3 子ども・若者と子育て家庭を取巻く現状

平成20年10月に実施した「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査」(70ページ参照)の結果などから、子ども・若者と子育て家庭について以下のような現状が見えてきました。

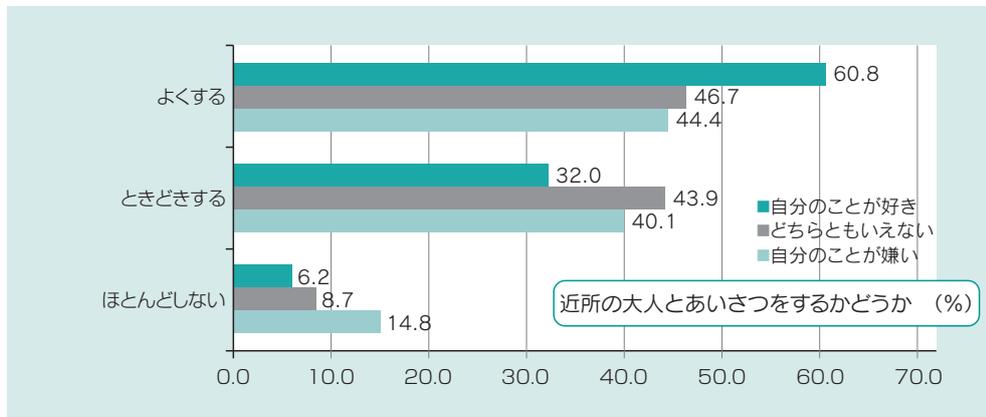
(以下のデータは、特に断るもの以外は「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査」のものです。)

(1) 子ども・若者

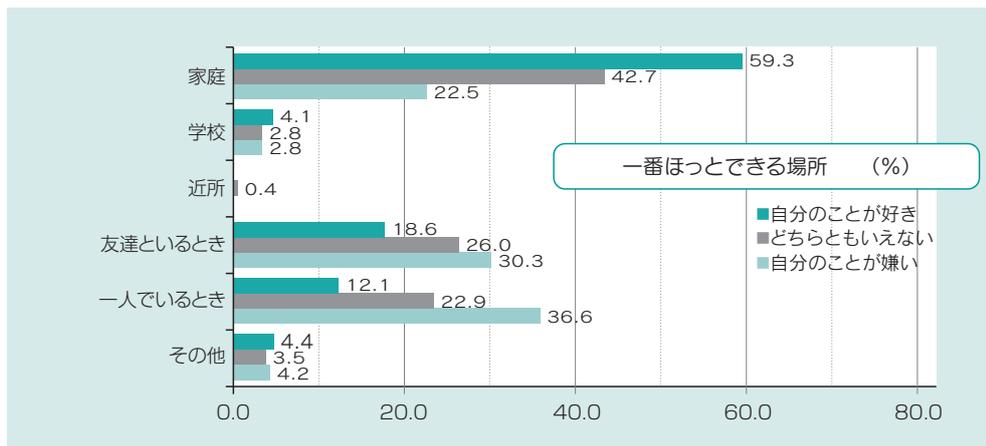
- 「自分のことが好きかどうか」という質問に対して、「好き」と答えた子どもは27.5%、「嫌い」と答えた子どもは10.1%でした。



- 「近所の大人とあいさつをよくする」と回答した割合は、「自分のことが好き」と答えた子どもでは60.8%、「どちらともいえない」46.7%、「嫌い」44.4%と大きな差があります。



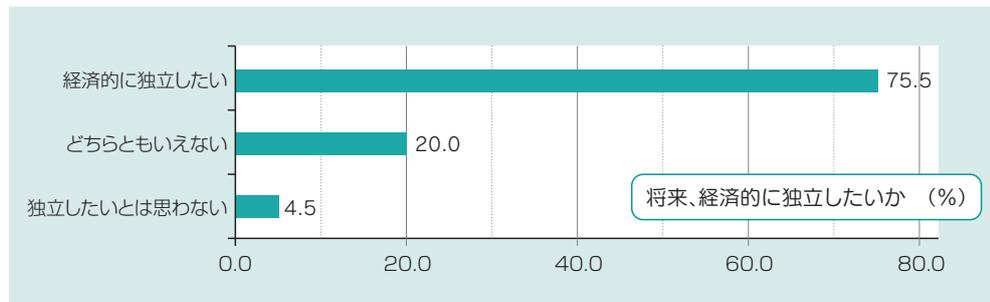
- 「一番ほっとできる場所」に「家庭」を選んだ子どもの割合は、「自分のことが好き」と答えた子どもでは59.3%で「自分のことが嫌い」な子どもの倍以上の割合となっています。



- 「早く大人になりたいと思うか」という質問に対して、「思わない」と回答した子どもが41.7%おり、「思う」の30.8%を上回っています。



- 平成19年10月に実施した「青少年の自立に関する調査」では、「将来、経済的に独立したいか」という質問に対して「独立したい」が75.5%、「どちらともいえない」が20.0%「独立したいとは思わない」が4.5%となっています。

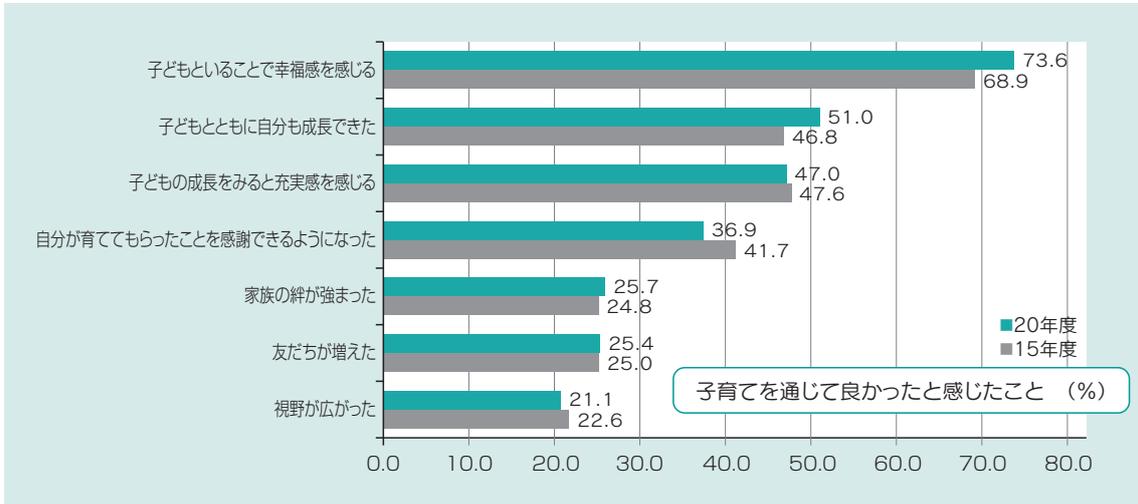


- 子ども・若者の現状についてのその他のデータ

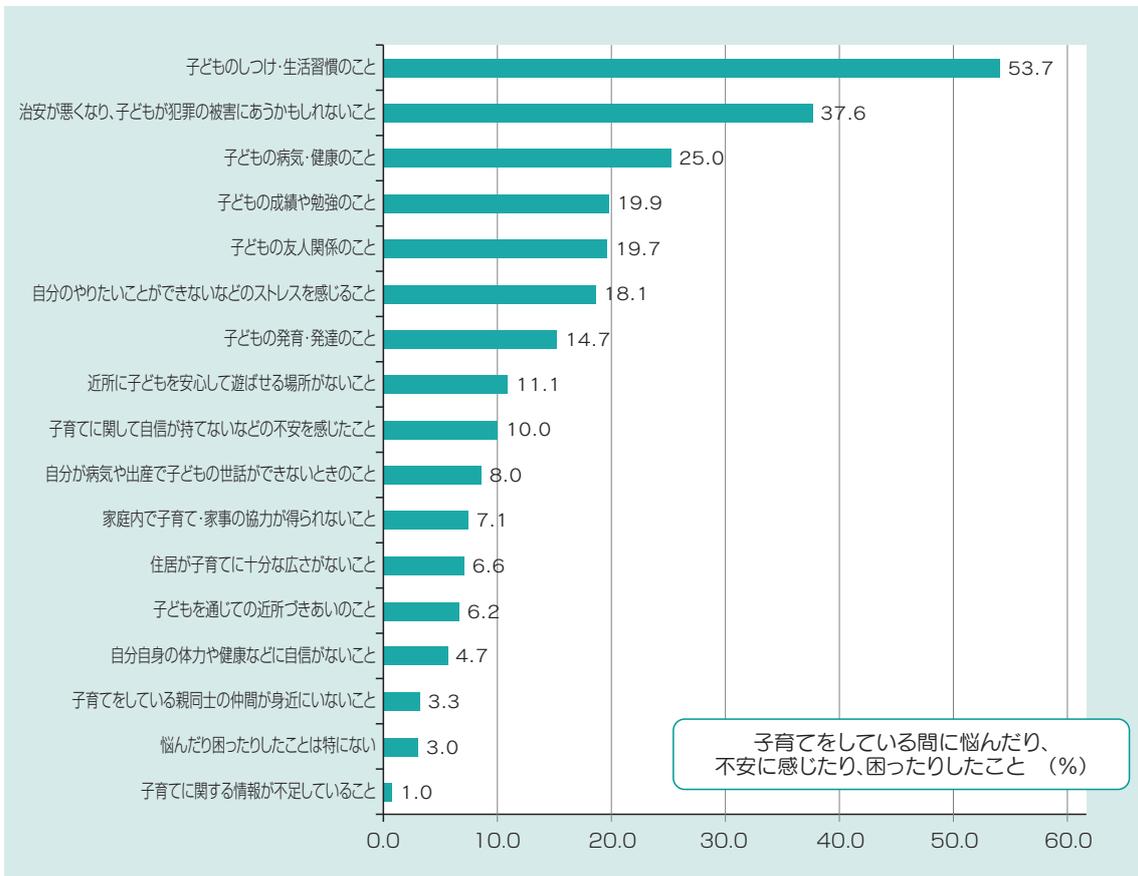
- ◆ 学校生活全体が楽しいと回答した子どもの割合
自分のことが好きな子どものうち76.9% 自分のことが嫌いな子どものうち39.1%
- ◆ 地域行事などに自主的に参加した子どもの割合
自分のことが好きな子ども41.8% 自分のことが嫌いな子ども30.3%
- ◆ いじめられた経験のある子どもは自分のことを嫌いとする傾向がある。
例：面と向かって体のことや言葉づかいなどをからかわれたことのある子どもの割合
自分のことが好きな子ども20.1% 自分のことが嫌いな子ども38.0%
- ◆ 虐待の対応件数の増加 (15年度)457件→(20年度)720件
- ◆ 不登校の割合 (15年度)1.02%→(20年度)1.03% 【学校基本調査】
- ◆ ニート状況にある若者のこれまでの生活経験
いじめられた経験55.0% ひきこもり経験49.5% 不登校31.7%
【(19年度)厚生労働省調査結果】
- ◆ 最初の就業が非正規雇用であった者の増加 (14年度)31.1%→(19年度)37.9%
【就業構造基本調査】

(2) 子育て家庭

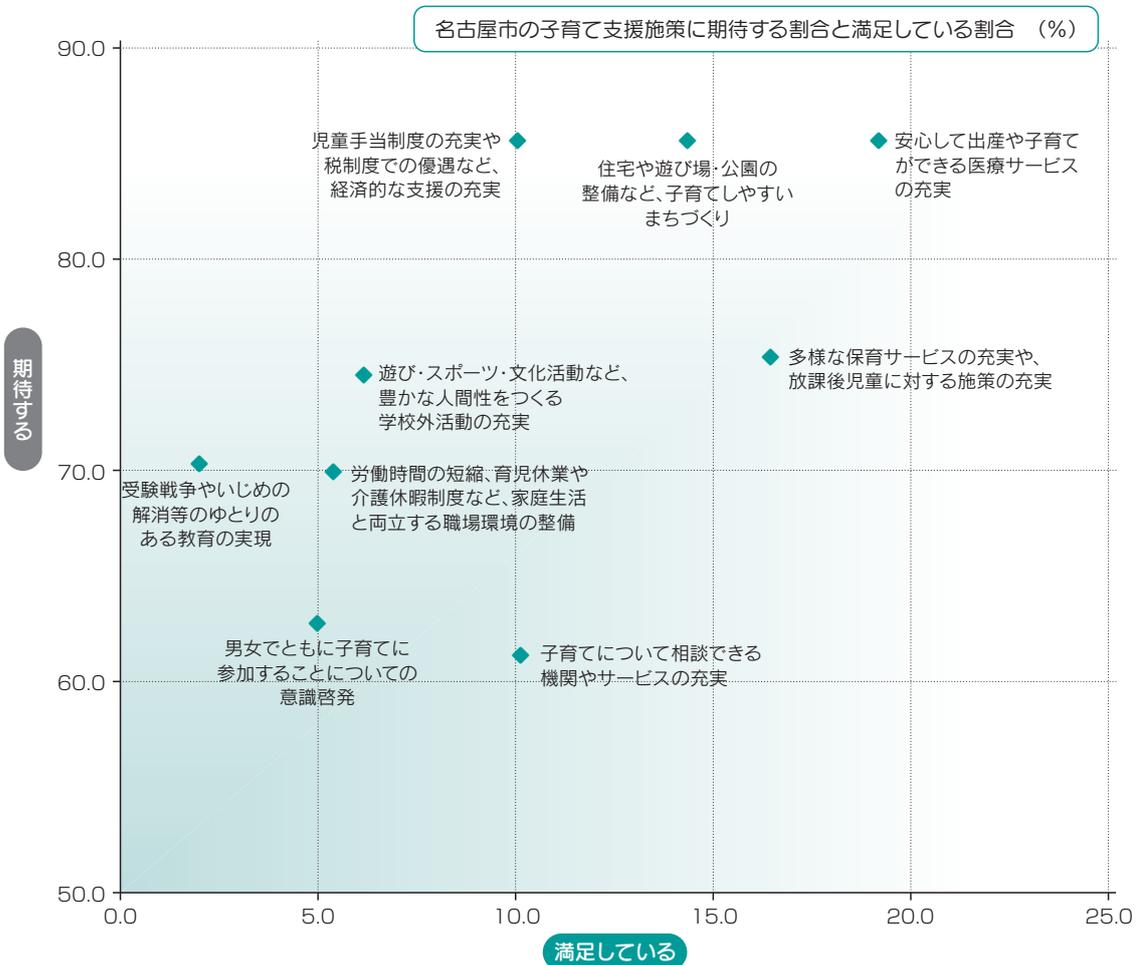
- 「子どもといることで幸福感を感じる」と回答した割合は73.6%で、平成15年度の調査結果と比較して増加しています。(3つまでの複数回答)



- 90%以上の方が子育て中に悩んだり、不安を感じたり、困ったことがあると回答しており、最も多いのは「子どものしつけ・生活習慣のこと」で53.7%の方が回答しています。(3つまでの複数回答)



- 施策に対する満足度は、最も満足度の高い「安心して出産や子育てができる医療サービスの充実」で19.1%となっています。



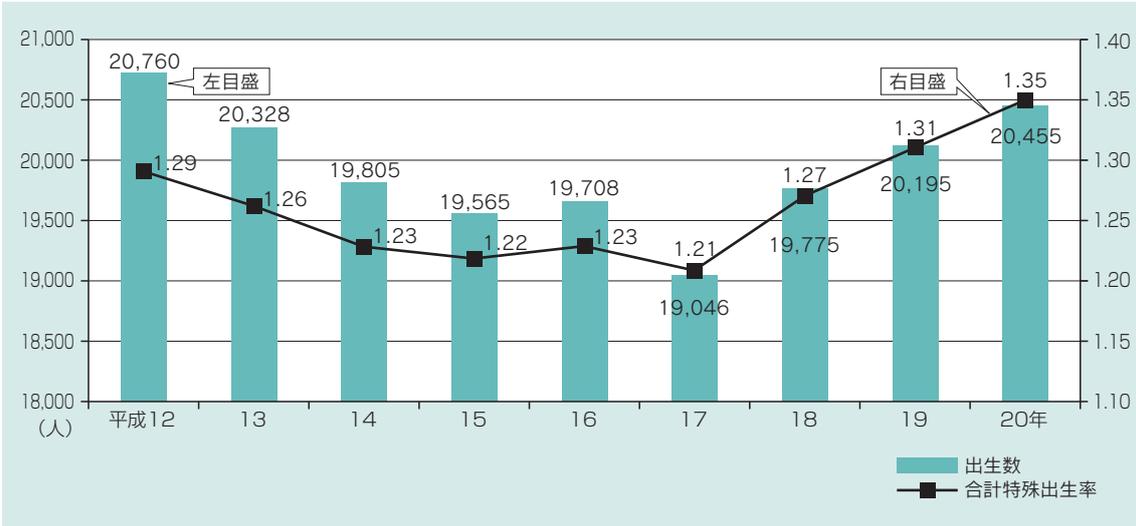
- 子育て家庭についてのその他のデータ

- ◆理想とする子どもの数の平均は2.63人 実際の子どもの数の平均は2.11人
- ◆特に経済的負担を感じる費用
習いごと44.1% 学習塾33.2% 食費30.3%
- ◆虐待の起きたケースの子どもの養育環境の状況
地域から孤立し、親子だけで過ごす50.8% 経済状況に問題がある45.2%

【(20年度)児童虐待実態調査】

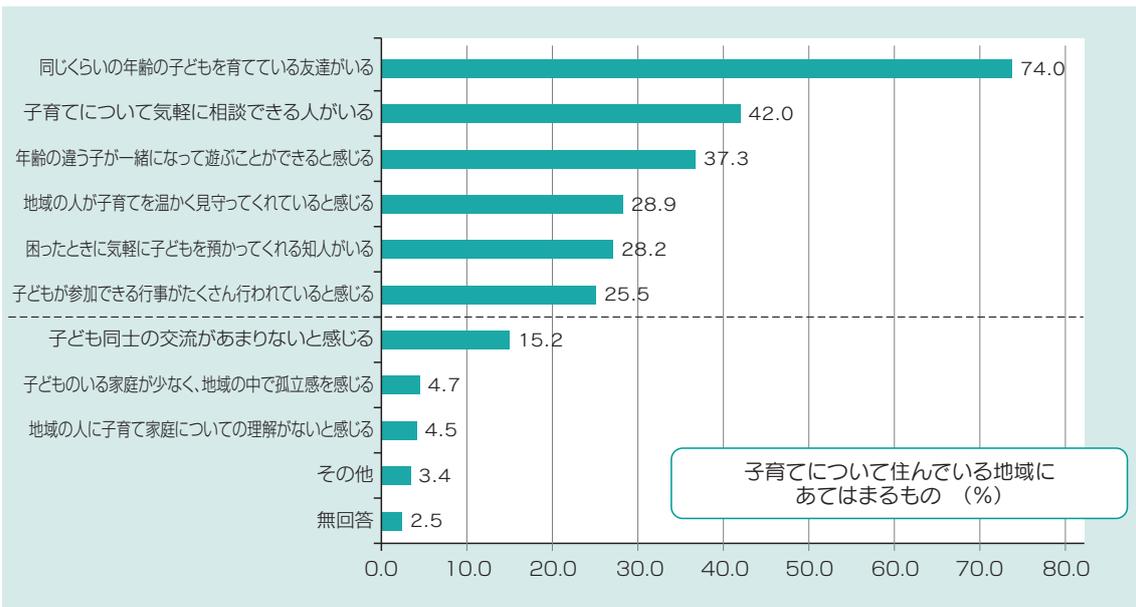
(3) 社会全体

- 出生数は平成14年に初めて2万人を下回りましたが、平成19年には5年ぶりに2万人を超えました。また、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの）は、平成17年を底に増加に転じています。



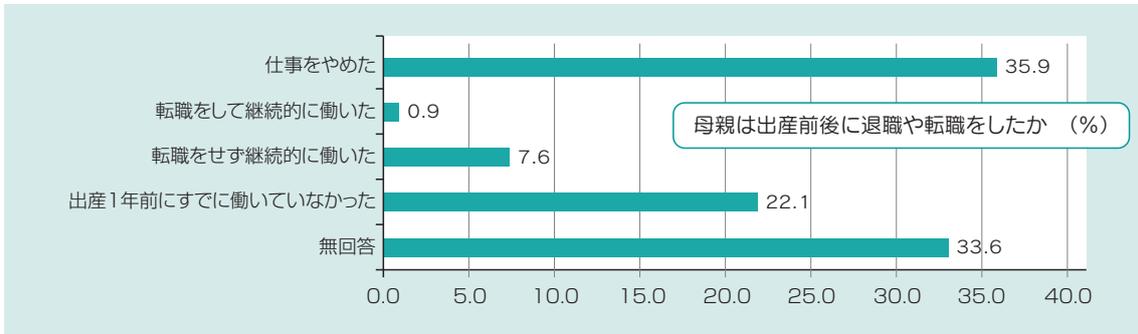
(厚生労働省「人口動態統計」、「名古屋市健康福祉年報」による)

- 「同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる」と回答した割合は74.0%、「子育てについて気軽に相談できる人がいる」は42.0%ありました。一方で「子ども同士の交流があまりないと感じる」は15.2%「子どものいる家庭が少なく、地域の中で孤立感を感じる」、「地域の人に子育て家庭についての理解がないと感じる」と回答した割合がそれぞれ約5%となっています。（あてはまるものをすべて選択）

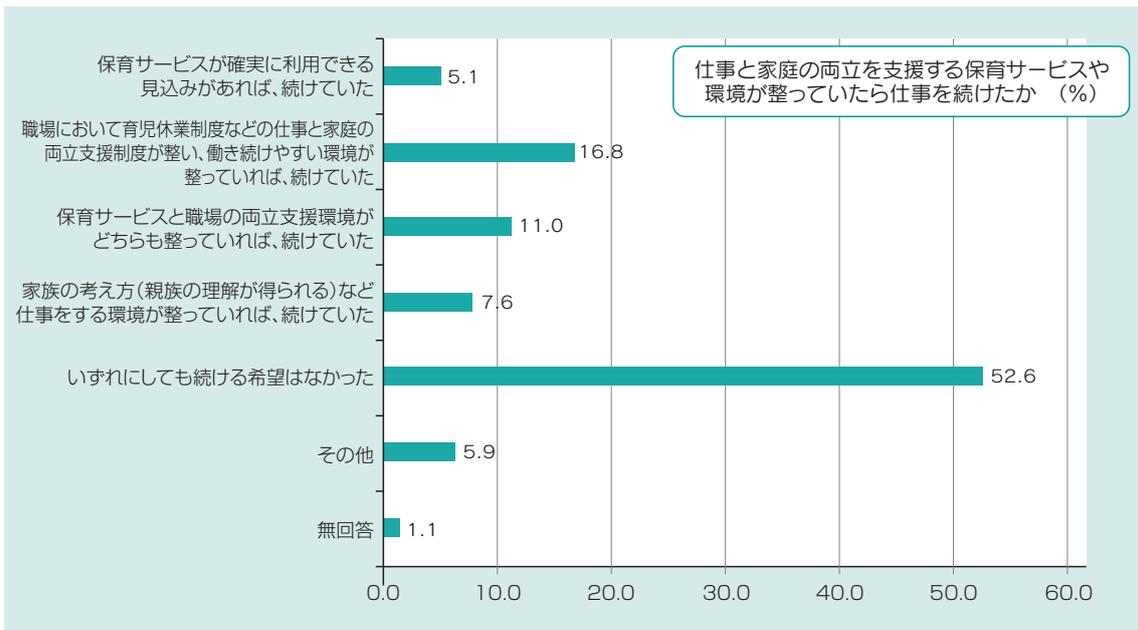


子育てについて住んでいる地域にあてはまるもの (%)

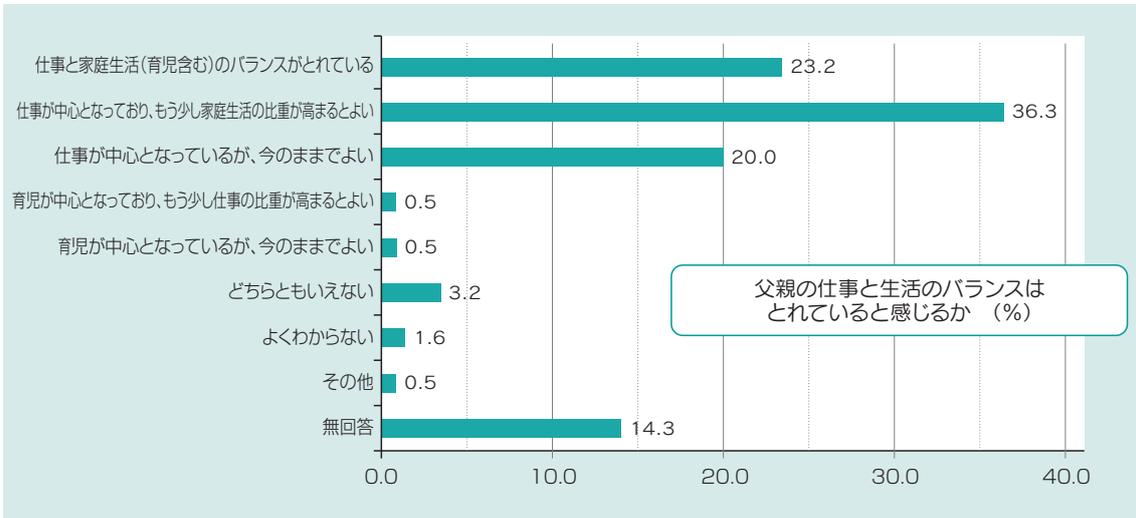
- 出産前後に仕事をやめた母親は35.9%、転職して継続的に働いた母親は0.9%おり、出産前後に離職・転職した母親の合計は36.8%になっています。



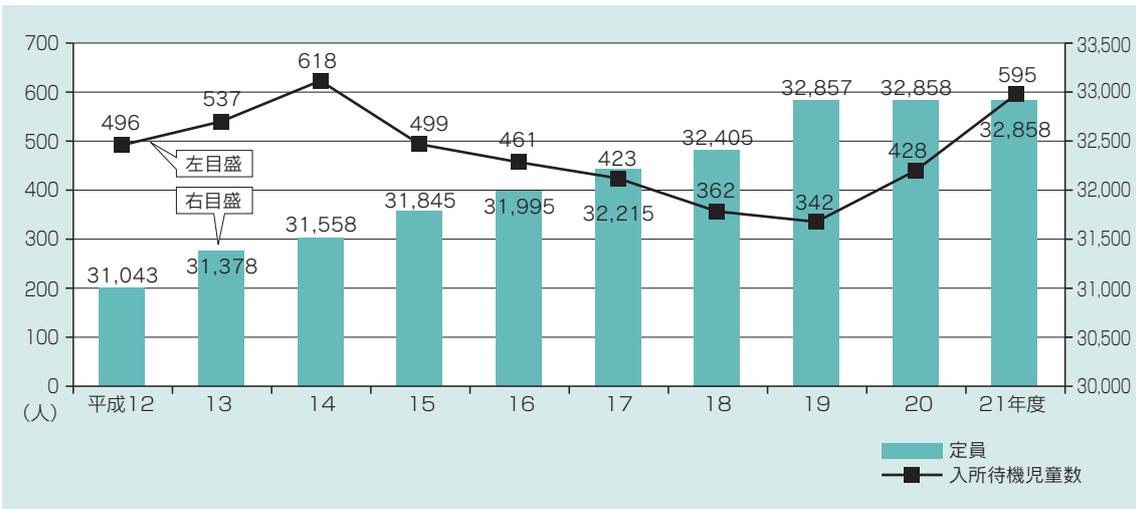
- 出産前後に離職・転職した母親のうち、育児休業制度や保育サービスなどの両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の合計は32.9%になります。一方、いずれにしても続ける希望はなかった人は52.6%いました。



○ 仕事と生活のバランスの現状について「仕事を中心となっており、家庭生活の比重を高めたい」と回答した父親は36.3%(就学前の子どもの父親に限ると44.1%)いました。



○ 名古屋市内の保育所の定員は年々拡大しており、入所待機児童数は平成15年度以降減少してきましたが、平成20年度から再び増加に転じています。



○ 社会全体についてのその他のデータ

- ◆ 未就労の母親の今後の就職希望の割合は68.9%
- ◆ 男性は長時間（週60時間以上）就業の割合が増加
 (14年度)42.7%→(19年度)46.0% 【就業構造基本調査】
- ◆ 近所の大人に褒められたり叱られたりしたことのある子どもは12.7%
- ◆ 少子化の進行を望ましくないと思う割合は66.7% 【(20年度)市政アンケート】

4 これまでの取組みの評価

条例第23条の規定に基づき設置した市長の附属機関「なごや子ども・子育て支援協議会」（学識経験者、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者などで構成。63ページ参照）からの答申を踏まえ、計画を策定するものです。

○ 子ども・若者について

- ◆ すべての子どもが、大切にされ、自分の持っている力を伸ばしながら、いきいきと安心して健やかに育つことを願い「なごや子ども条例」が施行され、子どもの育成に重点を置き、社会全体で子どもを支えていくという土台がつけられた。今後はその具体的な施策・事業の展開が望まれる。
- ◆ 将来の自立を念頭においた発達段階に応じた支援、自立困難な問題を抱える若者への対応、困難度の高い子ども・若者への支援が必要である。

○ 子育て家庭について

- ◆ 育児の不安感・負担感の軽減を図り、子育て家庭の孤立を防ぐために、さまざまな機関や団体等により地域における子育て支援活動が活発に行われるようになった。また、個々の家庭と居住地域をつなぐレベルから、区レベルまでの重層的なネットワークが徐々に構築されつつある。
- ◆ 子どもを犯罪などの被害から守るための地域活動、子どもを虐待から守るまちづくりや発達障害児への各ライフ・ステージにおける支援が一定程度進みつつある。今後は、さらに、子育て支援のネットワークづくりを進め、これらの活動との連携を深めることにより、包括的かつ重層的なネットワークとしていくことが望まれる。

○ 社会全体について

- ◆ 企業や労働者への意識啓発や子育てにやさしい活動を行っている企業の認定表彰制度など仕事と子育ての両立支援に向けた取組みは拡充されてきている。
- ◆ 仕事と子育ての両立を支援するための保育サービスについては、保育所の新設や定員変更、家庭保育室の増設などにより、3歳未満児を中心とした待機児童の解消に取り組んだ。また、延長保育、休日保育など、多様な保育サービスの拡充にも努めた。しかし、保育ニーズはさらに増加しており、さらなる取組みが必要である。なお、保育サービスの拡充にあたっては保育されている子どもの視点から検証していくことが重要である。
- ◆ 子育て支援や子どもの見守り活動が積極的に行われている地域がある一方で、子育て支援活動に対する理解度が低い地域もあり、地域での子育て支援に協力・理解が得られるよう、ますます啓発活動に力を注いでいく必要がある。

5 現状及び評価から見える課題

(1) 子ども・若者

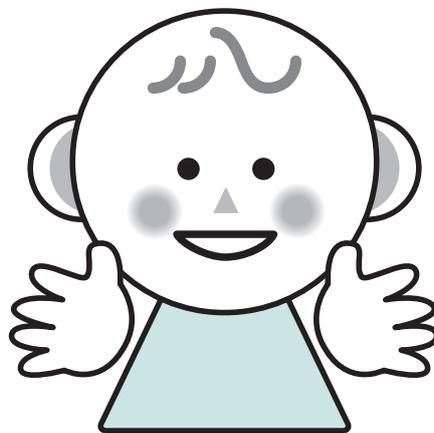
- 深刻化、複雑化した問題に直面する子どもや若者が存在する現状を踏まえ、相談体制の充実や相談機関の連携を強化していく必要があります。
- 家庭を居場所に感じることや地域や学校と良好な関係にあることと、自分のことが好きと感じることに相関関係が認められることから、自己肯定感を育む環境づくりをしていく必要があります。
- 子どもや若者自身が社会的自立に対する肯定的な感情を形成できるように、子どもや若者の自立に向けた支援が必要です。

(2) 子育て家庭

- 子どもを生み、育てることの不安感・負担感や孤立感を軽減し、保護者が子育てに喜びを感じることができるよう、必要な施策を行うとともに、包括的かつ重層的ネットワークづくりの推進などを進めていく必要があります。

(3) 社会全体

- すべての地域で子育て家庭が地域に支えられ、見守られていることを実感できるよう、地域ぐるみの子育て支援をさらに進めていく必要があります。
- 仕事と子育てを両立したいにもかかわらず、出産・育児のために離職する母親や仕事に対し家庭の比重を高めたいと思う父親が存在する状況などを改善するために、仕事と生活を両立できる環境の整備と意識啓発をしていく必要があります。



なごっち